

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： ほうしょう保育園	種別： 保育所
施設長（園長） 服部 和加子	定員（利用人数） 90（77）名
所在地： 名古屋市南区宝生町2-1	
TEL： 052-611-0189	
ホームページ： http://hoshohoiku.jp/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 令和2年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 道德福祉会	
職員数	常勤職員： 12名 非常勤職員 15名
専門職員	保育士 18名
	医師（嘱託医） 2名
施設・設備の概要	乳児室 1 ほふく室 1 保育室兼遊戯室 1
	保育室 3 調理室 1 園庭

③理念・基本方針

<p>【保育理念】 “心わくわく 笑顔キラキラ みんなみんな大事な子”</p> <p>【保育方針】 ア 子ども一人ひとりの姿を受け止め、子どもたちが安心して園生活がすごせるようにします。 イ 保護者と信頼関係を築き、ともに子育てをしていきます。 ウ 地域の子育て支援の充実を図り、地域に根ざした保育園を目指します。</p>

④施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児クラスは園児数が少ないため、一緒に生活したり遊んだりする機会を意図的に作り、異年齢の交流を積極的に取り入れている。 ・ 子どもたちは園庭内で季節の野菜づくりをして、植え付け、手入れ、収穫、クッキング等の食育を体験している。 ・ 桜の木をはじめとした木々に囲まれた広い園庭で自由に動き回ったり、虫探しなど自然とのふれあいをしたりして、子どもの個性を育むことを大切にしている。
--

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 1月 31日（契約日）～ 令和 5年 3月 31日（評価決定日） 【令和 5年 2月 28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

・職員間のコミュニケーションを大切にし、子どもも職員も「保育園が楽しい。保育園に行きたい」と思える保育園作りを目指し、各家庭の状況を受け止めながら、信頼される保育を行っている。

・園庭内では子どもが土に親しみ、子どもが育てた夏野菜を食べたりして幼少期から自然とのふれあいの中でのびのびと過ごしている。

・子どもの命を預かり、子どもの育ちの重要な時期に関わっているという使命感を持って穏やかで丁寧な保育をしている。

・キャリアアップ研修を全職員が受講し、積極的に職員のレベルアップを図っている。職員は自分の立ち位置を考慮し、必要と思われる研修を選択し積極的に参加している。

◇改善を求められる点

・平屋建ての保育室のため、異年齢間の自然な関わりを持ちやすい環境であることに視点を置き、その良さを最大限に活用できるような環境の整備や工夫を再考されたい。

・地域ニーズを的確に捉え保育園が持っている機能を地域に還元する働き掛けを図ることが大事と思われる。

・園が目指す姿（ビジョン）を明確にし、それを具現化する中・長期事業計画の策定が必要である。単年度事業計画に中・長期事業計画の年度ごとの実施内容を反映させることで、単年度事業計画のマンネリ化を防止する効果がある。また、園の進むべき方向を明確にすることで職員の努力する方向を示すことができる。事業計画を実行するのは現場の職員である。職員の協力の下で事業計画の策定と推進を図る仕組みを構築されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

公立保育園を引き継いで3年目、ようやく少し落ち着いてきた今年、第三者評価を受けた。事前アンケートの項目はたくさんあり、職員と話し合いながら進めてきた。聞きなれない言葉があったり、職員と意見を擦り合わせたりする作業は大変だったが、その分職員と話をする良い機会となった。

当日は、保育部門、運営部門の先生方に来ていただき、その場でアドバイスをいただいた。また、たくさんの記録やマニュアル、何のためにするのか等、大切な部分を教えていただいた。

4月から、新しい職員を迎え、また一年がスタートする。職員が多くなるからこそ、誰もが戸惑うことなく安全に確実に職務を果たすことができるよう組織の体制を整えることが喫緊の課題である。

安心安全な保育園、保護者に信頼してもらえる保育園、職員が保育に携わる喜びを感じ、健康で生き生きと働き続けられる職場になるよう職員みんなでき取り組んでいきたい。

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a	ⓑ・c
<コメント> ・理念は令和2年度から民営化されるにあたり職員が相談して決めたものである。当時在籍した職員は理念を理解しているが、その後入った職員へは周知が十分とは言えない。 ・理念は重要事項説明書に記載し、保護者に配布して入園説明会、個人懇談会などで説明しているが、今後はより丁寧な説明と理念の理解状況を確認する取組を期待する。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a	ⓑ・c
<コメント> ・園長は隔月に開催される区の園長会に出席して地域の子どもの状況や子育て支援事業の現状を把握している。また、毎月開催される法人内の園長会では他園の状況、悩み事などの情報交換をしている。これらの情報から行政、地域から求められている園の役割を把握している。 ・園の経営状況については法人から十分な情報を把握し、職員にも伝える取組を期待したい。			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a	ⓑ・c
<コメント> ・地域における幼児の減少とそれによる採算性の低下、職員の負荷軽減、職員の安定的な確保、配慮が必要な子どもや保護者への対応、建物や設備の老朽化、保育環境の整備など課題は明確になっている。 ・老朽化への対応は計画的に実施されているが、その他の課題についても法人役員、園の職員と話し合い、具体的な計画を立てて取組を進められたい。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	b・Ⓒ
<コメント> ・中・長期計画は策定されていない。 ・園のビジョンを明確にして、職員間で現状における課題、取り組むべき内容を話し合い、法人の方向性を反映させたうえで園としての中・長期計画の策定を期待する。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	b・Ⓒ
<コメント> ・単年度の事業計画は策定されているが、中・長期計画を踏まえたものではない。 ・まずは経営課題を基に中・長期計画を策定し、各年度の計画内容を反映して単年度事業計画を策定することを期待する。理念を基に、中・長期計画、単年度事業計画、指導計画、研修計画、人材計画などが相互に連携し合い、有機的に結びついた園の運営を期待する。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・事業計画は園長、主任、副主任が話し合って評価・見直し・策定を行い、法人の承認を受けた後、職員に説明している。 ・今後は職員会議を活用する等、できるだけ多くの職員が参加して事業計画の評価・見直し・策定について話し合い、その内容を記録されることを期待する。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ b ・ ㉟
<コメント> ・保護者に行事予定は周知しているが、事業計画を周知する取組には至っていない。 ・園の運営・保育に対する保護者の協力を得やすくするために、事業計画の主要部分を説明し、理解してもらう取組を期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・夏まつり、運動会後には行事に関するアンケート、年度末には1年を振り返る総合的なアンケートを実施して、保護者の意見・意向について職員会議で対応等を検討し、アンケート結果とともに保護者に報告している。園としての自己評価は令和2年度には実施したがその後は行っていない。 ・アンケート調査に加え、自己評価を通じた保育の質向上への毎年の取組も期待したい。自己評価の基準は、今回受審した「第三者評価の評価基準」に沿った自己評価、あるいは厚生労働省の「保育所における自己評価ガイドライン」に沿った自己評価を始めとし各種あるが、園の実情に合ったものを使用されたい。また、自己評価を実施する際には、正規職員だけでなくパート職員も含められると良い。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・アンケートで得られた保護者の意見に対しては速やかに職員会議で話し合い対応している。 ・アンケート、自己評価の結果に基づき職員会議等で行った検討の内容や明らかになった課題を記録し、次年度の指導計画、事業計画あるいは中・長期計画に反映する仕組みの構築を期待する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・職務分担表に各職務の役割が明示されており、職員に配付されている。災害発生時の役割もマニュアルに明示されている。 ・職務分担表、災害時の役割分担は、年度の初めに職員に説明し周知を図るのが望ましい。また、園長不在時の権限委任について職員が承知しているとはいえ、職務分担表、災害時のマニュアルに明記することを期待する。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・園長は行政からの通達、法人からの連絡に関しては職員に説明し遵守するための指示を行っている。 ・法令遵守に関しては遵守すべき法令等の明確化、研修の受講と職員への周知、遵守状況の把握等の積極的な取組を期待したい。		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は日誌や指導計画の評価・反省に必ず目を通し、保育の状況を確認している。また、毎月の各クラスの打合せ、ケース検討にも参加し、適切なアドバイスをしている。職員の意見を吸い上げ、研修に取り入れる等、職員の意向を大事にしながら指導力を発揮している。 ・第三者評価基準や自己評価ガイドラインのチェックリスト等を活用し、定期的に現状の保育の質の評価・分析を行うことで、保育の質の一層の向上に組織的に取り組むよう期待する。 		
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が本を見ておもちゃを手作りする等コストダウンに心掛けている。また、公立の時代から勤めているパート職員の知識・技能を活かして適材適所の人員配置に努めている。 ・法人内の新設の園では ICT を活用した保育業務を支援するシステムが稼働しているが、当園においても事務的な作業を削減し、より多くの時間を保育に使うことが出来るように ICT 活用への取組を期待する。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の採用については就職サイト、就職展を中心に行っている。保育士以外はハローワークや知り合いからも採用している。実習生には園の良いところを知ってもらい採用につなげるよう努力しているが、近隣の養成校から来る実習生が少ない現状もあり、新規採用が難しい状況である。 ・新規採用した職員へは名古屋市や法人の「新規採用職員」用の研修、職場での新人研修を実施し、先輩が常に新人の教育を意識した指導を行っている。 ・園において、到達度を明確にした OJT 研修の制度化を図られることを期待したい。 		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与規程があり手当、定期昇給に関しては明確にされている。また、基本給は名古屋市の規定に準じて決められている。ただし、採用、配置、異動、昇進、昇格、職務に対する成果・貢献度の評価等に関する基準が規定されていない。 ・人事管理の諸規程を整備するとともに、現在実施しているキャリア研修と人事管理を連携させた仕組の構築を検討されると良い。また、期待する職員像、各職務・職位ごとの職務内容や責任の範囲、難易度、必要なスキルについても明確にし、職員に周知することを期待する。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保 16	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園は職員を大切にしているということが園長のことばや職員へのインタビューから感じられる。働き方改革の掛け声の下、短時間勤務制度の適用を拡大する、希望する職員には週休3日制を取り入れる、付与された有給休暇は年度内に消化する、時間外勤務はしないようにする、折に触れて食事会を開催する等の施策が実施され、園長と職員、職員同士の人間関係も良好である。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップの各項目を職員に提示し目標として設定させ、各自が研修ビデオで勉強して報告する取組が行われているが、職員の個人的な努力に任されている部分が多い。 ・職員が上長と相談して目標を設定しその達成を上長が支援する、いわゆる「目標管理制度」の構築を期待する。なお、目標としては園に関する内容全般とし、達成過程・成果を評価する仕組みの構築もあわせて期待したい。 		

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に関する基本方針は就業規則の中に記載されている。名古屋市の研修計画と法人の研修計画から必要なものを選び受講しているが、年度の初めに研修の年間計画を立て職員に周知する等の取組は行われていない。 ・園の内部研修についても計画的に実施されると良い。また、受講にあたっては研修での達成目標を明確にして研修成果の確認まで行うことで、研修計画の見直しに繋げることを期待する。 		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修は全ての保育士が受講できるよう階層別、職種別、テーマ別に計画・実施されている。特にキャリアアップ研修は全員受講の方針で実施している。受講後は報告書を作成し、回覧するとともに職員会議で報告し、共有化を図っている。また、内部研修も適宜実施されている。 ・現在は、個人ごとの「研修カード」に過去に受講した研修を記録し、新たに受講が必要な研修を把握できるようにする取組を考えている。 ・パート職員についても研修計画の作成を期待したい。 		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生は全員を受け入れる方針である。受け入れにあたってはオリエンテーション用の資料を用いて説明し、保護者へも実習生が来ることを知らせている。実習プログラムは養成校の要望に合わせて、園で作成し、実習担当者の実習生は毎日振り返りを行い、結果を実習内容に反映させている。養成校からも指導教官が来て実習の状況を話し合っている。 ・実習生受け入れマニュアルを作成し職員に周知するとともに、実習担当者に指導者としての研修を行う等、実習生の受け入れが園職員の資質の向上につながるよう考慮されたい。 		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に現況報告書、財務諸表、役員名簿、社会福祉充実計画等が公表されている。現況報告書には法人の所轄庁からの指摘事項と対応内容が掲載されている。また、法人のホームページには法人の運営理念、全事業所の情報等が掲載されている。 ・様々な情報をホームページに掲載し情報公開への積極的な取組が見られるが、苦情の内容、苦情への対応等、今後公表を期待したい情報も一部存在する。さらに、今回初めて受審した第三者評価の結果及び指摘事項への対応内容の公表も期待したい。 		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理規程等に基づき事務、経理、契約、取引等が行われ、規程は関係者には周知されている。また、法人監事による内部監査、税理士事務所による財務会計処理の支援等も受け、指摘事項には速やかに対応している。 ・年度により多い・少ないはあるが、現況報告書の「所轄庁から求められた改善事項」には様々な指摘事項が記載されている。内部監査、会計支援等、内部統制について現状の確認を期待する。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター、区役所の子育て支援イベントに職員を派遣し協力している。自園でも未就園児向けの遊ぼう会(ひよこっこ)を毎月開催し、地域との交流を行っている。また、これら各種イベントのチラシを保護者、地域に配布して参加を呼び掛けている。 		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度ボランティアの受け入れは無いが、小学校の職場見学や中学校の職場体験を受け入れている。 ・現状ではコロナのためボランティアの受け入れは難しいかもしれないが、ボランティア受け入れの基本的考えを整理しボランティア受け入れマニュアルを作成する等の準備を期待する。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関として児童相談所、療育機関、保健センター、病院、学校、民生・児童委員、警察、消防、福祉事務所、コミュニティセンターなどを取りまとめて電話帳に記載し、職員に周知している。 ・療育機関とは定期的に会合を開催し、訪問による支援も受けている。また、権利侵害に対しては児童相談所、保健センター、区役所、場合によってはデイサービス、元の保育所などと協力して支援にあたっている。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園で未就園児を対象として毎月開催する「ひよこっこ」において保護者の相談を受けたり、民生・児童委員、主任児童委員とも連携を取ったりして地域の福祉ニーズを把握している。 ・地域の福祉ニーズへの対応は社会福祉法人に課せられた責務となっている。法人が基本的な方向性を示し、困っている人の具体的なニーズを把握する取組の実施を期待したい。 		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園では子育て支援事業として「ひよこっこ」を毎月開催し、育児に関する相談支援も行っている。 ・法人においては傘下事業所が、子育て支援、認知症サポーター講習会の開催、地域の方を保育園行事へ招待、地域の餅つき・夏祭りに参加等の事業・活動を行っている。 ・法人と相談し園の持つ機能・技術を生かしたさらなる公益的な事業・活動の展開を期待する。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育理念として、「心わくわく 笑顔キラキラ みんなみんな大事な子」を掲げ重要事項説明書に明示、保護者に入園前に配布し説明している。また、毎年職員で話し合いグランドデザインを作成し職員室に掲示している。今年度の努力目標は「そのままでもいいんだよ 安心感いっぱいの世界」である。人権については、研修会を重ね子どもの尊重や人権、文化の違いについて職員会議等で話し合い、理解を深めている。 ・職員間で日常話し合ったことを記録に残すことは、保育の省察を深めることにつながる。対話しながら記録を残すことを習慣化し、対話と省察の循環を構築されたい。 		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護については、マニュアルに基づいて入職の際に周知し、虐待については職員に研修を実施している。保育現場では、おむつ替えや、プール等の着替えの際、パーテーションなどを使ってプライバシーに配慮している。また、園は住宅街にあり、高層の建造物に囲まれた環境にあるため、常に危機意識をもち、プライバシー保護の工夫をしている。 ・プライバシーについての配慮事項をまとめたものをマニュアルとしているが、プライバシー保護や権利擁護に関する知識について職員間で共有するためにも、独自のマニュアルを整備されたい。 		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会を実施し、参加者には理念を伝え、保育の内容についてはできるだけ実際の様子を見てもらいながら伝えるようにしている。見学希望は随時、電話で受け付け、個別に対応している。ホームページに園についての情報を掲載し、区役所に園の紹介の冊子を置き情報提供をしている。 ・見学があった時は、日時、見学者の質問等を記録に残し、地域の子育て世帯のニーズを把握する機会とし園運営に活かすようにされたい。 		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園が決定次第、重要事項説明書を基に保育の開始・変更について保護者にわかりやすい書面を使い説明を行っている。説明後、重要事項に関する同意兼契約届を提出してもらっている。 ・保育開始の際「慣れ保育」については基本1週間の期間を設けており、保護者の就労だけでなく個々の要望を受け柔軟な対応を心がけているということであるが、入園当初は相談ができない保護者がいることが予想される。常に保護者が要望を伝えやすい環境づくりを心がけられたい。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園を転園する子どもの引継ぎは、保育の継続性に配慮し児童記録票を作成して行っている。配慮が必要な場合は、書面や面談で引継ぎするようにしているが、保育の継続性に配慮した引継ぎの文書をすべての園児に準備することが望ましい。 ・保育園が終了した後も、子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設けているが、その内容を記載した文書を作成し誰でも同じ対応が出来るように配慮事項等の手順とともに、引継ぎ文書を作成されることが望まれる。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事の後や、年度末にアンケート調査を行い、集計結果と、保護者の意見や要望に対する改善策をまとめ、書面にして保護者へ配布している。また、保護者ニーズを把握したり相談を受け付けたりする機会を設けるために、クラス懇談会や個人懇談会を開催している。 ・保護者のニーズを掴み保育の上昇に活かすために相談、要望などを記録することが望まれる。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に苦情受付体制を記載し、保護者に周知している。出された苦情を検討して対応した後は、要望内容、対応方針及び対応結果を記録している。 ・苦情等を述べやすい工夫をし、保育の質の上昇に活かすことを期待する。また、園内の見やすいところに苦情解決の仕組みを掲示されることが望ましい。 		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足度を向上するために日頃から送迎時に積極的に話しかけ、連絡帳に子どもの様子をこまめに記載するなど保護者が相談しやすいように工夫をしている。重要事項説明書に「苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます」と記載され明示されているが、相談窓口をわかりやすく告知する等、情報発信をして、保護者が自由に選んで意見を述べたり、相談しやすい環境を整えることが望ましい。 ・保護者アンケートでは、担任以外の職員にも話を聞いてもらいやすい雰囲気があるという記載があった。このような意見が今後も一部保護者にとどまることのないよう配慮されたい。 		

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談や意見は職員間で話し合いの場を設けて検討し、迅速に対応できるよう努めている。保護者からの相談や意見を受けた際の経緯は業務日誌に記録し職員に周知している。 ・記録を見直し報告の手順や対応策の検討等について定めたマニュアルの作成を期待したい。なお、業務日誌に振り返りの欄を設ける等の工夫をされると良い。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故発生状況報告書、怪我報告書やヒヤリハット報告書を作成して、要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する取組が行われている。また、事故発生日に担任、園長、主任等で話し合いの場を設け、迅速に対応できるよう努めている。 ・事故発生時の職員の役割分担を可視化し保育室に掲示し職員が慌てずに対応できる対策を取られると良い。また、対応にあたって話し合った内容を記録に残し、日々の安全な保育実践に活かすマネジメント体制を構築されたい。 		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染に関しては、毎日の手洗い、うがい、換気、消毒、マスク着用などの、感染予防をしながら発生時には名古屋市のガイドラインに基づいて対応している。また、法人内の看護師と連携し、研修の実施や感染症の情報共有等の対策をとっている。 ・感染症の対応策について資料としてまとめられたものがあり、発生時などには保護者にも伝えている。また、最新の情報は業務日誌にはさみ、閲覧チェック表で職員に周知を図っている。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保 39	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練のマニュアルを各種作成し、定期的に訓練を行い、その都度避難訓練報告書を作成し見直しを行っている。火災の避難訓練では消防署と連携しながら訓練を実施し、対応策について指導を受けている。また、年に一度、保護者に協力を呼びかけて引渡し訓練を実施している。非常災害対策については、重要事項説明書に明記され保護者への周知と共に、各種の災害への対応を考慮している。 ・災害時には近隣の施設や店舗に協力が得られるようしくみや体制をつくることや、緊急連絡をする際に必要な事柄を職員がわかりやすい場所に掲示する等、安全確保のための必要事項を職員で再検討されたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉔・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年ごとのマニュアルやデイリープログラム、各種マニュアルにて標準的な実施方法が文書化されている。 ・各種マニュアルの内容を読み合わせ、職員間で共有し、子ども一人ひとりが安心して生活できるような保育を行うために、保育の記録を定期的に残し、保育実践に取り組んでいる。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの見直しは、事案発生時に行い、その他のマニュアルやデイリープログラムは年度初めに職員会議で確認・見直しをしている。見直しの際には丁寧記録し、職員間共有されることが望ましい。見直しの記録は、新たな実施方法の根拠資料となり、今後の保育内容の充実につながっていく。職員間で検討したことを実践に活かし、保育の充実を図られたい。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園前の面接や提出書類により、成育歴や生活リズム、家庭状況などを把握し指導計画の作成にあたっては、保護者と相談し、職員会議で検討しながら、その時の子どもの姿に沿って適切に作成している。配慮が必要な子どもは、保護者の同意を得て療育センターへ同行し、共有しながら適切な対応ができるようにしている。 ・子ども一人ひとりの発達や保護者の意見を取り入れて、個別指導計画や指導計画を作成し、指導計画の反省や、公開保育やエピソード記述を用いて研修を実施し、振り返りや評価を行う機会を設けている。 		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期、後期で年間指導計画を見直す会議を行い、実施状況を評価し、課題を明確にしている。幼児は週に1回、乳児も定期的に会議を行い、保育の見直しや計画についての、すり合わせを行い職員間で連携をとりながら保育を実践している。 ・個人懇談会やクラス懇談会、送迎時、連絡帳などから、保護者の意向をくみ取り、一人ひとりの発達を常に意識し、職員間で話し合いの場を重ねて指導計画に反映させながら、保育の質の向上を目指している。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児は個別指導計画により、ねらいの振り返りを行っている。支援児には保護者の支援もふまえながら、個別指導計画を作成し保育実践の振り返りを行っている。指導計画、個別指導計画、支援児個別指導計画の様式は園内で統一され、実践した記録が適切に記録されている。職員間で情報を共有できるよう毎週定期的に会議を持ち、個別の情報の共有、配慮事項について周知している。 		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	①・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いについては、職員は入職時に誓約書に署名し同意をとっている。保護者は入園時に説明し、同意書に署名をもらっている。個人情報に関する書類は、鍵付きの書棚で保管し、保管期間は名古屋市の保管期間に合わせ 5 年間である。児童記録などの個人情報に関する書類は、事務所以外持ち出し禁止となっている。USB の使用は外部漏出防止のため禁止している。 ・個人情報保護に関する規定に基づき、保護方針を明確にして責任者を定め、情報の取り扱いについては職員研修を行い周知している。 		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46 ㉠・b・c
<コメント> ・保育指針や園の理念を基盤に、子どもの発達過程や家庭の状況などをふまえ、その年齢の子どもの特徴を考慮しながら作成している。毎年、年度末に見直したものを、進級後に再確認している。 ・全体的な計画を毎年度職員で見直しすることの意義を理解し保育実践に繋げている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 a・㉠・c
<コメント> ・室内の温度、湿度を定期的にチェックし、常に快適な状態を保持している。手洗い場の温水、トイレ、床暖房等、改修工事で快適な設備が整っている。保育室とテラスが隣接していて換気も十分にでき、外の景色を見ながら生活できる為、春には園庭の立派な桜を眺めながら生活し、四季を感じることができる。 ・平屋の園舎の良さを活かした幼児、乳児の自然な異年齢の関わりを意識し、子どもが主体的に考え行動に移せる環境を整えることが望ましい。安心で心地よい生活について常に職員間で話し合い、環境づくりに反映させることを期待する。		
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 ㉠・b・c
<コメント> ・様々な家庭環境や子どもの特徴を入所時の書類や日々の保護者との連携の中から丁寧にくみ取り、職員間で情報を共有し、子どもとかわるようになっている。子どもに安心感をもって生活してほしいという願いから、子どもにとって適切な声の大きさを意識した言葉かけがされている。子どもに声をかけてから援助をする等、丁寧な関わりを心掛け、園での生活が安心して過ごせるような保育がされている。		
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49 ㉠・b・c
<コメント> ・子どもの自主性を大切にし、子どもが手の届く所へ自分の衣服の入っている籠を設置し、必要な時は、子ども自ら取り出せるように環境を整えている。幼児は登降園時、個別の籠の中の衣服や、設置されているタオルを自己管理ができるようにしている。保育士は手伝いすぎないように見守り、難しいところは援助しながら、子どもがやりたいと思えるような言葉かけを心がけている。		
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 ㉠・b・c
<コメント> ・保育士が、今子どもが何を楽しんでいるかを捉え、子どもの発想や思いを受け止めながら遊びが広がるような環境を整え、保育をすすめている。特に保育士は子どもの「自らしてみよう」とする気持ちを大切にし、達成感が得られるようにしている。広い園庭で自分の好きな玩具や遊具で遊ぶ環境があり、活動計画の中でも戸外遊びの時間を十分保障している。子どもが様々な植物や野菜に興味・関心を持ったり、触れたりできるよう畑や植物を育てる場所を確保している。		
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 a・㉠・c
<コメント> ・乳児保育室では、ゆったりとした時間の中で子どもが安心した表情をしており保育士の背中に寄りかかる姿など見られ、保育士との愛着関係が構築されている。連絡帳は、体温、睡眠、排泄、食事、家庭での様子と、項目の多いものにし、家庭との連携に心がけている。 ・最低基準では 12 名の保育室のスペースがあるが、現在 9 名の利用なので、ゆとりがあるものの、室内に物が多いことで子どもの動きが遮られている場面がある。家具の置き方等工夫し、子どもが意欲的に生活ができるように環境を整えられたい。		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児 16名、2歳児 15名在籍している。保育室に全員いると窮屈さを感じるが、廊下を遊び場として工夫し、身体を動かしたり、絵本コーナーでくつろいだりできるようにしている。また、園庭では、十分な探索活動ができる時間と場所を用意し季節の草花や昆虫に触れる環境を設定している。 ・1歳児の絵の具遊びの場面では、子どもがのびのびと表現活動ができるように、広い場所で行わせることが望ましい。子どもにとって必要な経験とは何か、子どもが遊ぶことの意義について今一度保育士間で考え合う機会とされることを期待したい。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども主体となる保育を心がけ、子どもの意向をくみ取りながら、展開できるよう遊びを進めている。異年齢での交流の場が多く、散歩に出かけたり、一緒に生活したりする中で、お互いを思いやる気持ちや、相手の気持ちを知る機会となっている。 ・保護者アンケートには「年中と年長が同じ部屋で過ごしていることが保育室の関係とと思っている。また、合同にすることが気になる」という意見があった。保育園が保育の中で何を大切にしているのか等、保育のねらいを保護者が理解できるような発信をするとともに、同年齢の関わりでの保障について工夫されたい。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子に対し、毎月、支援児個別指導計画を作成し、子どもの成長に合わせた保育を行っている。保護者の許可を得て、療育センターへ同行し、内容を会議で報告し職員間で共有することで、その後の保育に活かしている。また、地域の保健師と連携し、家庭での様子も含めて、子どもの成長について一緒に見守っている。療育センターへ同行した職員がその内容について記録して保管しているが、園全体の記録として残して共有し、子どもの理解を深めるとともに保育の質の向上につなげられたい。 		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝から日中の生活、夕刻までを保育者が変わっても連携継続名簿を用いて引き継ぎをしながら、引き継ぎ事項の落としがないようにしている。特に夕刻は、乳児の利用者が多いので、なるべく落ち着いて過ごせるように状況に合わせて合同にしている。保護者が迎えに来た時に、保育士は一人ひとりと丁寧に関わる人的余裕がないため、日中の担当者からの丁寧な連絡帳の記載が重要になっている。 ・保護者アンケートの中には「送迎時に保育士と話すことがあまりない」との意見があった。長時間、保育園で生活している子どもについて伝える日々のさり気ない保育士の言葉がけが保護者の支えになる。このことを意識しながら関わる努力を重ねられたい。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会やクラスだよりで、小学校入学に向けて身につけていきたい力や、クラスでの取組について保護者に伝えられている。小学校から声を掛けられ、年長児が小学校へ見学に行く機会が設けられた。クラスの授業を見たり、学校内を見学したりした。子どもの中には「僕が行く学校ではなかったけど行けて良かった」と話す子もいた。 ・その交流会の記録を残し、次にどんな交流会にすることがアプローチカリキュラムにつながるか考察されたい。 		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの怪我への対応手順は決められており、フローチャートを作成し掲示している。子どもの怪我発生時には会議で検討、改善し、事故報告書に記載して、再発防止に努めている。また、ヒヤリハット事例と対策についても全職員で共有している。毎月の身体測定を実施し保護者に伝えているが、当日欠席等で受けられなかった園児に対して保護者アンケートでは予備日の要望が出ている。入園時に、SIDS に関する資料を配布し、睡眠時のチェックは 15 分おきに行っている。感染症の情報は、名古屋市からの情報や、法人からの情報を職員に周知、共有している。 ・怪我対応マニュアルを含めた健康管理マニュアルの作成を期待したい。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年長児は給食後に、保護者の同意を得てフッ化物洗口をしている。また、虫歯予防の大切さを絵本等を通し、子ども達が意識できるように取り組んでいる。 ・幼児期は生活習慣から虫歯になるが、子どもだけでは磨けないので、親の仕上げ磨きが重要である。その点を根気よく保護者に伝えると共に、健診後の治療放置がないように家庭の指導をされたい。なお、毎年の虫歯罹患率の統計を取り、保育の成果を数値化し保護者指導を行うことも一案として考えられたい。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時のアセスメントで保護者から、アレルギーに関する症状や食べ物等を詳しく聞いている。入所後も年に1回、保護者、園長、調理員が面談を行い、医師の診断に基づきアレルギー対応をしている。毎月月末に、保護者が献立表をみて、献立・使われている食材のアレルギーの有無を確認して、要望を記載したうえで献立表を提出する。それを担任・調理員が確認してアレルギー対応食を提供している。 ・給食やおやつの際は、アレルギー児専用の机や台布巾、除去食材を明記した個別の名札、食器を用意し、誤食、接触が無いよう努めている。アレルギー対応食は、配膳時に声をかけ合い、誤食の無いよう努めている。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室が保育室に隣接していて、自然に匂いを嗅いだり窓越しに見に行ったりすることで、食事に興味や関心を持てるようにしている。 ・幼児は畑等で育てた椎茸、ブロッコリースプラウト、赤紫蘇などの食材を利用して、赤紫蘇ジュース、餃子の皮のピザなど様々なクッキングの取り組みを行っている。クッキングの様子を、ドキュメントにして保護者に伝えている。乳児は食べている様子を撮影し、その動画をクラス懇談会の時に保護者に見せている。 ・温かい食事の提供を心掛け、できるだけ完食体験ができるように個々に量を聞いて量の加減をしている。また、食材の大きさ、形にも配慮し、食べやすいように工夫している。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立は、名古屋市立保育園と同じで、旬の野菜や魚などが、食べられるように考えられており、食材はできるだけ国産にこだわり安心な食事の提供に配慮されている。また、行事食も取り入れている。 ・職員会議に調理員も参加し、喫食状況について話し合い、改善に努めている。調理員が保育室におかわりを持って行きながら、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりしながら残食やおかわりの量でメニューや量の調整をしている。残食が多くならないように、切り方やおかずの量を調節し喫食記録をとって次回に活かしている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>・ドキュメンテーションや年 2 回のクラス懇談会を通じて成長を共有できるようにしている。外国籍の保護者が多い為、連絡帳をひらがなで書いたり、手紙にルビをふったりしてきたが、今では保護者からルビを振る必要はないと言われることもあるが個々に合わせて丁寧に口頭でも伝えるようにしている。保護者の心配事を職員全体で共有し、職員みんなで子どもを見ているという安心感が持てるように子どもの様子を伝えている。保護者との情報交換の内容をクラスの連絡帳に記入し、担任間で共有している。乳児は毎日、園でのその子の様子を連絡帳に記入し、保護者に伝わるようにしている。また、各クラスのホワイトボードに、今日のクラスの様子を毎日記載している。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>・個人懇談会を、年に 1 回から 2 回へ増やすことで、個人的に話し易い機会を増やした。支援・配慮の必要な保護者の意向にできるだけ、応じるようにしている。</p> <p>・日々の立ち話から得られる情報や個人懇談会での情報など相談内容を適切に記録に残すことが望まれる。記録を残して読み返すことから、保護者のニーズがみえたり、相談の奥に潜んでいる虐待が見えたりすることもある。今後も丁寧な対応を心掛け保護者支援につなげられたい。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a・㉢・c
<p><コメント></p> <p>・日々の生活の中で、おむつ替えや身体測定、水遊びの着替え等で子どもの様子を見ながら、変化を敏感に感じ取るようにし、保護者と対話しながら、できる範囲内で子どもが落ち着いて生活できるよう配慮している。虐待の疑いがあるケースは、職員間で共有し、児童相談所などの関係機関と連携し、虐待防止に努めている。</p> <p>・虐待対応の研修は行っているが、対応マニュアルは整備されていないので早急に整備されたい。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a・㉣・c
<p><コメント></p> <p>・保育の計画や記録を通して、定期的に振り返りを行い、保育実践の改善に努めている。人権の学びとして、公開保育を行い、自己評価すると共に、学び合いの場を設けている。職員会議の中で、保育の内容や行事、子どもの様子について自主的に意見を出しながら、子どもの様子から改善、共有するよう努めている。</p> <p>・保育士等の自己評価を、定期的に行っていないので改善されることを期待する。保育の質、保育者の質はそれぞれが士気を高めることが必要である。園全体で質向上に取り組むという意識を高められることを期待する。</p>			